

令和7年度 第1回 奈良県国民健康保険運営協議会 資料

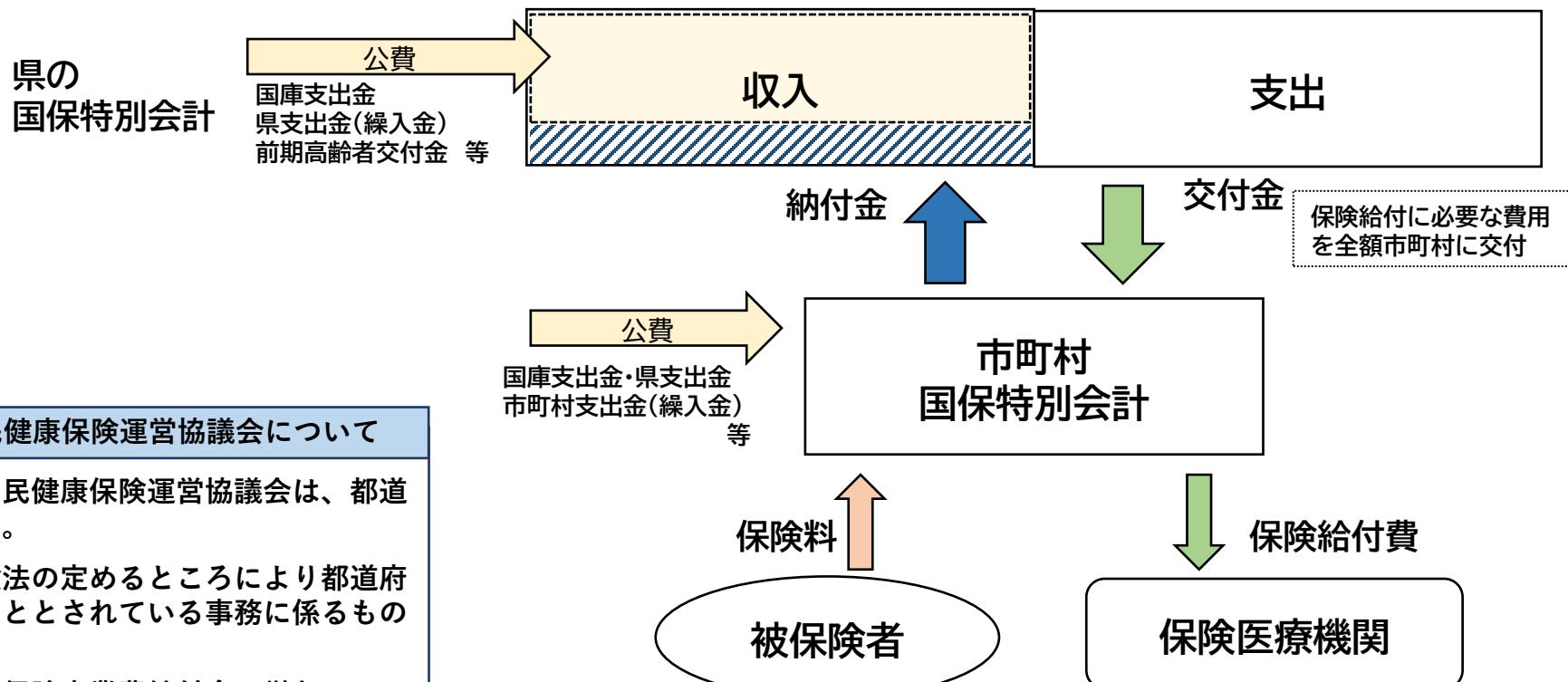
1 国民健康保険制度について	… 1
2 奈良県の国保運営について	… 2
3 今後の国保運営に係る主な国保制度改革について	… 3～4
4 子ども・子育て支援金制度の創設について	… 5～7
5 今後のスケジュールについて	… 8

令和7年10月31日
奈良県 福祉保険部 医療保険課

1 国民健康保険制度について

- ・社会保障制度改革の一環として、平成27年5月に国民健康保険法が改正され、これまで市町村が担っていた国保財政運営の責任主体に都道府県がなるなど、「国保の都道府県単位化」が全都道府県で平成30年4月より開始した。
- ・国民健康保険制度において、県は財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額市町村に対して支払う（保険給付費等交付金）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
- ・市町村は、県が市町村ごとに決定した納付金を県に納付する。

（国保財政における県及び市町村の特別会計イメージ）



都道府県国民健康保険運営協議会について

都道府県の国民健康保険運営協議会は、都道府県の諮問機関。

国民健康保険法の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、

- ・国民健康保険事業費納付金の徴収
- ・都道府県国民健康保険運営方針の作成
- ・その他の重要事項

を審議する。

2 奈良県の国保運営について

- ・国民健康保険料（税）水準は各市町村が個別に決定するが、「同じ世帯・所得水準であれば県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる県内保険料水準の統一が、奈良県において令和6年度に全国で初めて実現。
- ・県内保険料水準の統一を維持するために、令和6年度より適用する「第2期奈良県国民健康保険運営方針」に基づき、取組を推進する。

現状及び課題

○国民健康保険料（税）収納率

県全体の保険料（税）収納率は改善傾向にあるが、被保険者の負担軽減及び市町村間の公平性の向上を図るため、引き続き、収納率向上に取り組む必要がある。

○医療費水準

1人あたり医療費は増加傾向が継続しており、引き続き、医療費適正化に向けた取組の強化が重要である。

【参考】本県の国保改革の工程

年度	県の取組
H24	全市町村に県単位化、保険料水準統一を提案 (本県の国保改革スタート)
H30～	国保財政運営の県単位化（全国一律） 以降各年度、市町村が統一水準に向け保険料改定
R5	統一保険料率への市町村条例の改正
R6	県内保険料水準統一の完成

第2期奈良県国民健康保険運営方針における重点取組

○受益（医療）と負担（保険料）の均衡と県民負担の増加抑制に向けた取組を推進



①保険料（税）の徴収の適正な実施

- ・収納対策に係る市町村国保事務の共同実施（国保事務支援センター実施）

②医療費の適正化に関する取組

- ・医療費適正化の取組を進め、保険財政の費用である医療費の増加を抑制することで、保険料負担の増加を抑制

③事務の広域的及び効率的な運営の推進

- ・国保事務支援センターによる事務の共同化等の推進（収納対策、医療費適正化、広報等の共同実施）
- ・事務の標準化等に関する取組の推進

3 今後の国保運営に係る主な国保制度改革について

(1) 今後の国保運営に係る主な国保制度改革について（資格・保険給付・財政関係）

資格	生活保護の医療扶助の適正化等	(令和6年度～令和10年度) 医療費全体に関する都道府県のガバナンス強化の観点から、生活保護受給者が国民健康保険制度や後期高齢者医療制度に加入することについて、地方公共団体の意見を踏まえつつ、検討を深める。 (令和6年度) 実施方法について検討。 (令和7年度～) 都道府県が広域的な観点から、頻回受診対策、重複・多剤投薬等の取組目標の設定・評価やデータ分析等を行うとともに、市町村に対し、必要な助言等の支援を行う仕組み等の着実な実施。オンライン資格確認の仕組み等を活用した頻回受診対策の推進。
	短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃	(令和6年度) 社会保障審議会年金部会等で検討。 (令和6年度～令和7年度) 検討の結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。 (令和7年度～) 必要な措置の着実な実施。
保険給付	出産費用の保険適用の導入	令和8年度を目指し、出産費用の保険適用の導入を検討
	高額療養費自己負担限度額の見直し	令和7年8月予定の定率改定を含め、見直し全体について、その実施を見合せ。令和7年秋までに、改めて方針を検討し、決定（令和7年3月7日総理大臣表明）。令和7年度中に負担上限額を引き上げることは想定していない（令和7年3月13日衆議院予算委員会）。高額療養費制度について、長期療養患者等の関係者の意見を丁寧に聴いた上で、2025年秋までに方針を検討し、決定する。（経済財政運営と改革の基本方針2025・令和7年6月13日閣議決定）
財政	国保の普通調整交付金の医療費勘案・後期高齢者医療制度のガバナンス強化	(令和6年度～令和7年度) 保険者機能の強化等を進めるための取組を進め、人口動態や適用拡大による加入者の変化等を踏まえ、医療費適正化や都道府県のガバナンス強化等にも資するよう、調整交付金や保険者努力支援制度その他の財政支援の在り方について検討を行い、一定の結論を得る。 (令和8年度～令和10年度) 引き続き、更なる検討を行う。 (令和8年度～令和10年度) 都道府県のガバナンスを強化する観点から、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方の検討を深める。

3 今後の国保運営に係る主な国保制度改革について

(2) 今後の国保運営に係る主な国保制度改革について（負担関係）

負 担	子ども・子育て支援金（納付金）制度の創設	<p>（令和7年度）子ども・子育て支援金の賦課・徴収に向けた準備（ガイドラインの作成等）。</p> <p>（令和8年度～）医療保険者に被保険者等から保険料とあわせて子ども・子育て支援金を徴収させ、国に子ども・子育て支援納付金として納付。</p>
	医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ	<p>（医療法等の一部を改正する法律案の公布後3年以内）保険者からの拠出による重点医師偏在対策支援区域における医師手当事業の創設。</p> <p>※医療法等改正案については、令和7年8月臨時会において、継続審査とされた。</p>
	医療保険における金融資産等の取扱い	<p>（令和6年度～令和10年度）預貯金口座へのマイナンバー付番の状況等を踏まえつつ、資産運用立国に向けた取組や国民の安定的な金融資産形成の促進などにも配慮しながら、医療保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行う。</p>
	3割負担（現役並み所得）の適切な判断基準設定等	<p>（令和6年度～令和10年度）年齢に関わりなく、能力に応じて支え合うという観点から、医療における「現役並み所得」の判断基準の見直し等について、検討を行う。「現役並み所得」の判断基準や基準額の見直しに当たっては、現役世代の負担が増加することや、令和4年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し（一定以上所得のある者への2割負担の導入）の施行の状況等に留意する。</p>
	外国人の保険料未納対策	<p>国は7月15日に外国人施策の司令塔となる「外国人と秩序ある共生社会推進室」を設置。また、在留外国人の国保保険料未納者対策について、厚労省は日本に入国し新たに国保に加入した外国人などを対象に、現在分割で払っている保険料・税について一括で前納を求めることができる仕組みを、早ければ令和8年4月から導入する方向で検討を進めている。</p> <p>また、令和9年6月に向けて、デジタル庁が運用する情報提供ネットワークシステム「公共サービスメッシュ」を用いて、出入国在留管理庁が在留資格審査のために、本人の同意を得た上で、外国人に係る保険料の納付情報を入手することができる仕組みを構築する予定。</p>

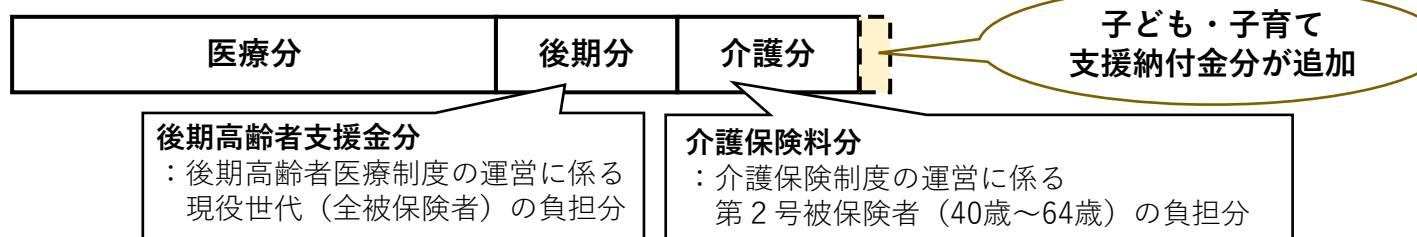
4 子ども・子育て支援金制度の創設について

(1) 保険料（税）の賦課方式等について

保険料（税）の種類

- 国民健康保険料（税）は医療給付の財源とするもの（医療分）のほか、後期高齢者医療制度の運営の財源とするもの（後期分）及び介護保険制度の運営の財源とするもの（介護分）があり、これらの合計が、国民健康保険料（税）として一体的に各世帯へ賦課される。
- これらに加えて、令和8年度より、子ども・子育て支援納付金分が国民健康保険料（税）に追加され、合わせて賦課されることとなる。

■国民健康保険制度における被保険者の負担額（イメージ）



保険料（税）の賦課方式及び賦課割合

- 保険料の賦課方式については、「所得割」、「被保険者均等割」、「世帯別平等割」、「資産割」のうち、どこまでを組み合わせるかにより、4方式・3方式・2方式という3つの方式が規定されており、いずれの方式（賦課方式）をとるか及びその構成比率（賦課割合）は、条例により、各市町村で定められる。（なお、奈良県においては保険料水準を統一しており、県内全市町村が同一の賦課方式及び賦課割合による。）
- 賦課方式及び賦課割合については、医療分、後期分、介護分、子ども・子育て支援納付金分のそれぞれにおいて、個別に定められる。

■国民健康保険料（税）における賦課方式

種類	賦課の方法	賦課方式		
所得割	世帯に属する被保険者の所得に応じて賦課	4 方式	3 方式	2 方式
被保険者均等割	世帯に属する被保険者数に応じて賦課			
世帯別平等割	世帯ごとに賦課			
資産割	世帯に属する被保険者の固定資産税額に応じて賦課			

※ 「被保険者均等割」及び「世帯別平等割」は受益に応じた負担のため、**応益割**と呼ばれる。
一方で、「所得割」及び「資産割」は負担能力に応じた負担のため、**応能割**と呼ばれる。

4 子ども・子育て支援金制度の創設について

(2) 奈良県における保険料（税）の賦課方式等について

奈良県における現行の保険料（税）の賦課方式及び賦課割合

賦課方式

医療分：3方式（所得割+被保険者均等割+世帯別平等割）

後期分：3方式（所得割+被保険者均等割+世帯別平等割）

介護分：2方式（所得割+被保険者均等割）

※資産割を用いない理由

算定対象が居住市町村内の資産のみで不公平が生じていること、居住用の資産も対象とし、無職や低所得により保険料（税）が軽減されている世帯にも課せられる等のため。

※介護分において、世帯別平等割を用いない理由

40歳以上65歳未満の被保険者が賦課対象であり世帯への賦課という考え方がなじまない等のため。

賦課割合

応益割：応能割=50%：50%。

また、世帯別平等割を採用している医療分及び後期分において、被保険者均等割：世帯別平等割=35%：15%

■奈良県における国民健康保険料（税）の賦課方式及び賦課割合

	賦課方式	賦課割合		
		所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
医療分	3方式	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
後期分	3方式	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
介護分	2方式	所得割	被保険者均等割	

← 50% → ← 35% → ← 15% →

【参考】令和7年度の本県における統一保険料（医療分・後期分・介護分）

	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割	資産割
医療分	7.64%	27,600円	20,000円	
後期分	3.27%	11,500円	8,400円	
介護分	3.03%	16,900円		

4 子ども・子育て支援金制度の創設について

(3) 子ども・子育て支援納付金における賦課方式等について

子ども・子育て支援納付金に係る保険料（税）の賦課方式及び賦課割合

- 子ども・子育て支援納付金において、医療分、後期分、介護分と同じく、その賦課方式及び賦課割合を定める。
- 子ども・子育て支援納付金においては、被保険者均等割（被保険者数に応じた賦課）について、18歳年度末までの子どもの被保険者の均等割額は全額（10割）軽減される。

子ども・子育て支援納付金における保険料（税）の賦課方式

- 4方式：所得割 + 被保険者均等割（※） + 世帯別平等割 + 資産割
- 3方式：所得割 + 被保険者均等割（※） + 世帯別平等割
- 2方式：所得割 + 被保険者均等割（※）

（※）18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもは10割軽減

奈良県における子ども・子育て支援納付金に係る保険料（税）の賦課方式及び賦課割合

子ども・子育て支援納付金に係る賦課方式を、2方式（所得割 + 被保険者均等割）とする。
(賦課割合は所得割・被保険者均等割 = 50% : 50%)

■奈良県における子ども・子育て支援納付金分に係る国民健康保険料（税）の賦課方式及び賦課割合

賦課方式	賦課割合	
2方式	所得割	被保険者均等割
	← 50%	→ 50%

※上記の賦課方式に係る県内全市町村の意見照会の結果

県内市町村へ意見照会を行ったところ、全市町村において反対意見なし。

⇒ 市町村への意見聴取、国保運営協議会の審議等を経て、「第2期奈良県国民健康保険運営方針」を改定予定。

5 今後のスケジュールについて

- ・ 次回、令和7年度第2回奈良県国民健康保険運営協議会を1月中～下旬に開催予定。
- ・ 当運営協議会において、「R8年度県内統一保険料」及び「第2期奈良県国民健康保険運営方針改定」について審議予定。

